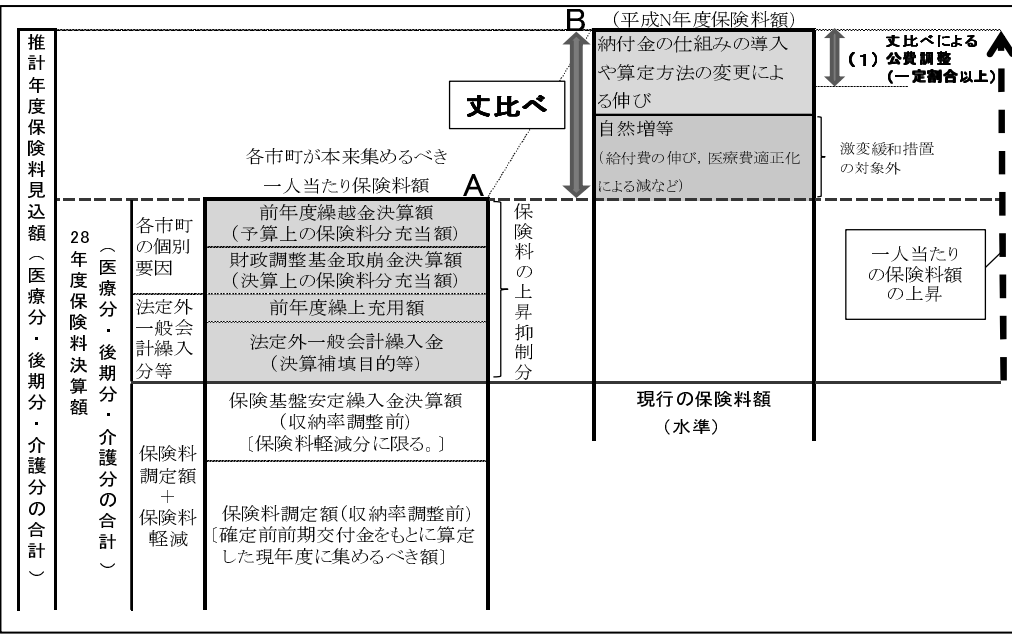
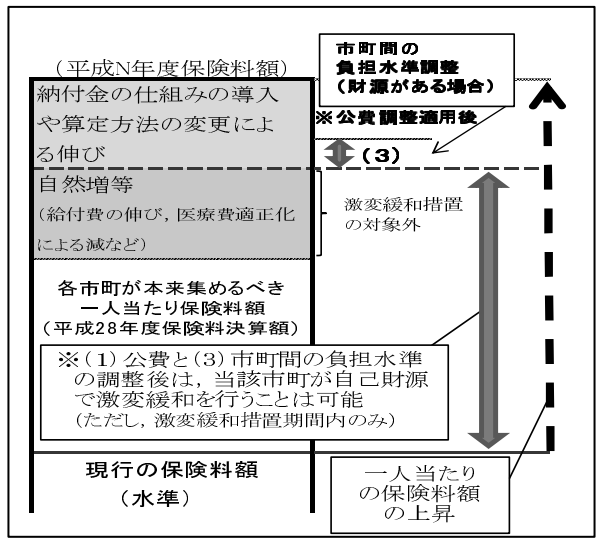


広島県国民健康保険運営方針案における調整中の項目について

頁	項目	該当箇所	確定見込時期																																																																																																																
P10	広島県の医療費の推移と将来推計	<p>本県の医療費も増加傾向にあり、今後、医療の高度化と相まって、高齢者に係る医療費を中心として益々増加することが予想され、今後もこのまま増加が続いた場合、平成 35（2023）年度には（調整中）億円まで達することが見込まれます。</p> <p style="text-align: center;">広島県の医療費の推移と将来推計 (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>62</th> <th>2</th> <th>5</th> <th>8</th> <th>11</th> <th>14</th> <th>17</th> <th>20</th> <th>23</th> <th>26</th> <th>29</th> <th>32</th> <th>35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県</td> <td>4,837</td> <td>5,394</td> <td>6,323</td> <td>7,398</td> <td>8,008</td> <td>7,994</td> <td>8,512</td> <td>8,836</td> <td>9,700</td> <td>10,102</td> <td>調整中</td> <td>調整中</td> <td>調整中</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成26年度まで国民医療費（厚生労働省） 平成29年度以降の推計は広島県算定</p>	年度	62	2	5	8	11	14	17	20	23	26	29	32	35	広島県	4,837	5,394	6,323	7,398	8,008	7,994	8,512	8,836	9,700	10,102	調整中	調整中	調整中	平成 29 年 10 月以降 (第 3 期広島県医療費適正化計画の策定において算定するため。)																																																																																				
年度	62	2	5	8	11	14	17	20	23	26	29	32	35																																																																																																						
広島県	4,837	5,394	6,323	7,398	8,008	7,994	8,512	8,836	9,700	10,102	調整中	調整中	調整中																																																																																																						
P26	県国保特別会計の規模（推計）	<p><b>オ 県国保特別会計の規模（推計）【調整中】</b></p> <p>平成 30（2018）年度から、県にも新たに国保特別会計を設置することになりますが、平成 28（2016）年度市町国保会計決算見込（現行制度）に基づき、その財政規模を推計すると、約 2,600 億円となります。</p> <p style="text-align: center;">県国保特別会計の財政規模（イメージ） (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">県国保特別会計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">歳入</th> <th>計</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">国民健康保険事業収入</td> <td></td> <td>国民健康保険事業費</td> </tr> <tr> <td>1 分担金負担金国民健康保険事業費納付金</td> <td>1 負担金</td> <td>78,716</td> <td>1 保険給付費等交付金</td> </tr> <tr> <td>2 国庫支出金</td> <td>1 国庫負担金</td> <td>67,143</td> <td>1 普通交付金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 国庫補助金</td> <td></td> <td>2 特別交付金</td> </tr> <tr> <td>3 療養給付費等交付金</td> <td>1 療養給付費等交付金</td> <td>7,004</td> <td>2 介護納付金</td> </tr> <tr> <td>4 前期高齢者交付金</td> <td>1 前期高齢者交付金</td> <td>92,496</td> <td>3 前期高齢者納付金等</td> </tr> <tr> <td>5 共同事業交付金</td> <td>1 共同事業交付金</td> <td>0</td> <td>1 前期高齢者納付金等</td> </tr> <tr> <td>6 財産収入</td> <td>1 財産運用収入</td> <td>0</td> <td>4 後期高齢者支援金等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 財産売却収入</td> <td>0</td> <td>1 後期高齢者支援金等</td> </tr> <tr> <td>7 寄付金</td> <td>1 寄付金</td> <td>0</td> <td>5 病床転換支援金</td> </tr> <tr> <td>8 繰入金</td> <td>1 他会計繰入金</td> <td>15,613</td> <td>1 病床転換支援金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 基金繰入金</td> <td>0</td> <td>6 総務費</td> </tr> <tr> <td>9 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> <td>0</td> <td>1 総務管理費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 延滞金加算金及び過料</td> <td>0</td> <td>2 運営協議会費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 預金利子</td> <td>0</td> <td>7 共同事業拠出金</td> </tr> <tr> <td>10 諸収入</td> <td></td> <td>0</td> <td>1 共同事業拠出金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>8 財政安定化基金支出金</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>260,972</td> <td>1 財政安定化基金拠出金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9 基金積立金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 基金積立金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10 繰出金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 繰出金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11 予備費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 予備費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>260,972</td> </tr> </tbody> </table>	県国保特別会計				歳入		計	計	国民健康保険事業収入			国民健康保険事業費	1 分担金負担金国民健康保険事業費納付金	1 負担金	78,716	1 保険給付費等交付金	2 国庫支出金	1 国庫負担金	67,143	1 普通交付金		2 国庫補助金		2 特別交付金	3 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	7,004	2 介護納付金	4 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	92,496	3 前期高齢者納付金等	5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	0	1 前期高齢者納付金等	6 財産収入	1 財産運用収入	0	4 後期高齢者支援金等		2 財産売却収入	0	1 後期高齢者支援金等	7 寄付金	1 寄付金	0	5 病床転換支援金	8 繰入金	1 他会計繰入金	15,613	1 病床転換支援金		2 基金繰入金	0	6 総務費	9 繰越金	1 繰越金	0	1 総務管理費		1 延滞金加算金及び過料	0	2 運営協議会費		2 預金利子	0	7 共同事業拠出金	10 諸収入		0	1 共同事業拠出金			0	8 財政安定化基金支出金	合計		260,972	1 財政安定化基金拠出金				9 基金積立金				1 基金積立金				10 繰出金				1 繰出金				11 予備費				1 予備費				合計				260,972	平成 29 年 10 月以降 (国からの仮係数の提示後に、財政規模を改めて推計する。)
県国保特別会計																																																																																																																			
歳入		計	計																																																																																																																
国民健康保険事業収入			国民健康保険事業費																																																																																																																
1 分担金負担金国民健康保険事業費納付金	1 負担金	78,716	1 保険給付費等交付金																																																																																																																
2 国庫支出金	1 国庫負担金	67,143	1 普通交付金																																																																																																																
	2 国庫補助金		2 特別交付金																																																																																																																
3 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	7,004	2 介護納付金																																																																																																																
4 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	92,496	3 前期高齢者納付金等																																																																																																																
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	0	1 前期高齢者納付金等																																																																																																																
6 財産収入	1 財産運用収入	0	4 後期高齢者支援金等																																																																																																																
	2 財産売却収入	0	1 後期高齢者支援金等																																																																																																																
7 寄付金	1 寄付金	0	5 病床転換支援金																																																																																																																
8 繰入金	1 他会計繰入金	15,613	1 病床転換支援金																																																																																																																
	2 基金繰入金	0	6 総務費																																																																																																																
9 繰越金	1 繰越金	0	1 総務管理費																																																																																																																
	1 延滞金加算金及び過料	0	2 運営協議会費																																																																																																																
	2 預金利子	0	7 共同事業拠出金																																																																																																																
10 諸収入		0	1 共同事業拠出金																																																																																																																
		0	8 財政安定化基金支出金																																																																																																																
合計		260,972	1 財政安定化基金拠出金																																																																																																																
			9 基金積立金																																																																																																																
			1 基金積立金																																																																																																																
			10 繰出金																																																																																																																
			1 繰出金																																																																																																																
			11 予備費																																																																																																																
			1 予備費																																																																																																																
			合計																																																																																																																
			260,972																																																																																																																
P42 ～ P43	5 激変緩和措置	<p><b>5 激変緩和措置【国の激変緩和の方法の見直しを踏まえて調整中】</b></p> <p>納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合算して、平成 28（2016）年度からの丈比べ※を行い、公費等の財源を活用した調整について、次のとおり行います。</p> <p>また、激変緩和措置の実施期間は、特例基金の設置期間となる同じ 6 年間（平成 30（2018）年度から 35（2023）年度）とします。</p> <p>※丈比べとは、「各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額」（＝市町毎の一人当たり保険料収納必要額）について、市町毎に平成 28（2016）年度（A）を基点として、算定年度（B）と年度間比較することをいいます。</p> <p><b>(1) 丈比べによる公費を用いた調整</b></p> <p>各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、平成 28（2016）年度保険料決算額を基点とし、毎年度、県で定めた一定割合（自然増等 + α）を超えて増加すると見込まれる場合に、公費を用いて、全市町が一定割合以下となるよう、市町間の伸び率を調整します。</p>	平成 29 年 10 月以降 (国からの仮係数の提示後に激変緩和措置を確定)																																																																																																																

頁	項目	該当箇所	確定見込時期
P42 ~ P43  続き	5 激変緩和措 置  続き	<p>なお、公費扱いとしている過年度（滞納繰越分）の保険料（税）収納見込額については、現年度の収納率向上に努め、計画的に削減を行う猶予期間として、激変緩和措置期間中は公費扱いとせず、各市町の留保財源とします。</p> <p>この場合、県が示す市町村標準保険料率については、各市町に留保する過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額を、配分した保険料収納必要額に充当したものとみなして算定します。</p> <p>激変緩和措置の考え方（丈比べする一人当たり保険料額の算定イメージ）</p>  <p>(2) 激変緩和用特例基金による調整</p> <p>予め激変緩和用として国から交付される補助金を積み立てる特例基金の活用については、県繰入金（1号分）の増大により、激変緩和の対象とならない市町に大きな影響が出ないように、激変緩和を目的とした県繰入金（1号分）の繰入額を上限として、特例基金を県国保特別会計に繰り入れ、補填することで調整します。</p> <p>また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用し、激変緩和措置として個別に減算することも可能となります。</p> <p>(3) 市町間の負担水準の調整</p> <p>現行保険料水準との差に着目した本県独自の調整方法であり、公費を用いた調整の適用後、現行の保険料水準に対する各市町の一人当たり保険料額の伸び率を基準とし、前年度より下回っている市町の財源を事業費納付金に個別加算して県に納付するとともに、県はその財源を活用し、高い伸び率を示す市町から優先的に保険給付費等交付金を交付して、事業費納付金の支払に充当することで、市町間の負担水準の調整※を行います。</p> <p>※市町間の負担水準の調整        (算定後の一人当たり保険料収納必要額が下がる市町の財源を一部活用し、上がる市町の上げ幅を抑制)</p> <p>市町間の負担水準の調整（対象範囲）</p> 	平成29年10月以降 (国からの仮係数の提示後)

頁	項目	該当箇所	確定見込時期
P42 ～ P43  続き	5 激変緩和措 置  続き	<p>(4) 激変緩和措置期間中の財政安定化基金の貸付</p> <p>県に設置する財政安定化基金は、市町に保険料（税）の収納不足が見込まれる（市町の政策によるものを除き、保険料（税）を県から示す市町村標準保険料率によって賦課した）場合、貸付を受ける対象となります。</p> <p>このため、激変緩和期間中は、市町の政策により、基金等の自己財源を活用しながら、県から示す市町村標準保険料率と現行の保険料率との差を引下げ調整することも可能としていることから、この間、保険料率の引下げ調整を実行している市町については、県から財政安定化基金の貸付を受けることはできない取扱いとします。</p>	平成29年10月以降 （国からの仮係数の提示後）